

事 務 連 絡
平成 30 年 9 月 27 日

都道府県
各 指定都市 小児慢性特定疾病担当課 御中
中 核 市

厚生労働省健康局難病対策課

医療意見書に係る様式の移行について

日頃より小児慢性特定疾病対策の推進につきましては、平素より格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、小児慢性特定疾病医療費助成の支給認定の申請書に添付する医療意見書については、「小児慢性特定疾病医療費の支給認定について」（平成 26 年 12 月 3 日付け雇児発 1203 第 2 号）により、小児慢性特定疾病対策のポータルサイト「小児慢性特定疾病情報センター」のHPに掲載している医療意見書を活用することとしております。

「医療意見書に係る様式の見直しについて」（平成 30 年 3 月 29 日付け事務連絡）によりお知らせしていたとおり、小児慢性特定疾病等に係る医学的データベースの構築に併せ、小児慢性特定疾病の治療研究の推進を図る観点から、医療意見書の様式について、見直しを行います（以下「新医療意見書」という）。

新医療意見書及び現在使用している医療意見書（以下「旧医療意見書」という）の取り扱いについて、下記の通り決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 新医療意見書及び旧医療意見書の使用開始予定時期等

新医療意見書の使用開始予定時期：平成 30 年 10 月 1 日

旧医療意見書の使用終了予定時期：平成 31 年 10 月 31 日

2. 旧医療意見書の経過措置の取扱いについて

旧医療意見書の使用終了予定時期については、平成 31 年 10 月 31 日を予定しております。これは更新の案内等で、旧医療意見書を添付し、小児慢性特定疾病医療費の申請者に対し既に送付しており、今後、申請者が指定医による診断を受け、旧医療意見書で作成するケース等が想定されることから、医療意見書の再提出などによる申請者の負担を考慮し、期間中最初の支給認定・更新申請時に限り旧医療意見書を使用できる事とする取扱です。

また、平成 26 年以前の旧予算事業の時期の医療意見書を申請書に添付している事例が未だに散見されます。各申請窓口及び医療機関等への新医療意見書の周知に御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。